

横須賀市営住宅（あき家）入居者募集のしおり [令和8年(2026年)5月募集]

目次

	ページ
* 申し込みにあたっての注意	1
* 申込書の記入のしかたについて	2~5
* 申込資格について	6~9
* 優遇扱いについて	10~11
* 収入基準	12~13
* 月収額の算出方法	14~23
* 申し込みから入居まで	24~25
* 入居が決まったら	26~27
* 募集住宅位置図	28~29
* 募集する住宅について	30
* 「子育てに適する市営住宅」について	31
* 募集住宅一覧表	32~47
* 申し込む前にもう一度確認してください	48
* 申し込み相談コーナーの開設について	49

- 申し込みは郵送のみの受付です。(令和8年6月1日消印まで有効)
郵送以外での申し込み(持参、メール便等)は一切受付できません。
- 必ず**110円切手2枚**を同封してください。
(抽選番号、抽選結果を通知するために必要となります。)
- 申し込み時に**収入証明書類等はいりません**。
(当選された方には後日資格審査に必要な書類をお知らせします。)



申し込みにあたっての注意

* 必ずお読みください *

- 1** 申込書は、**1世帯につき1通**しか提出できません。
申込1名につき2通以上の申し込みがあった場合、それらはすべて失格となります(他の申込者の家族になっている場合も失格となります。)
- 2** 申込書の家族欄に名前が書かれていない方は入居できません。
申込後の家族の増減は、出生・死亡以外は認められません。
申込本人が死亡等により申込資格がなくなった場合は、失格となります。
【注意】申込本人が住宅の名義人となります。2人以上で申し込む場合はご注意ください。
- 3** 単身で申し込む方及び優遇扱いや裁量階層に該当する方は、
申込書の該当欄に○印をつけてください。(7~13ページ参照)
- 4** 申込書、その他の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合は、
当選しても**失格**となります。
- 5** 申込資格に関する基準日は、**令和8年6月1日**です。
- 6** 婚約中等で申し込みをする方は、**当選後の「資格審査」**までに結婚等を行うことが条件となります。(24ページ参照)
- 7** 持ち家のある方は申し込みできません。同居しようとする親族に持ち家がある場合も同様です。ただし、持ち家を処分予定の方はご相談ください。(9ページ⑩参照)
- 8** 基準日までに申込本人及び同居しようとする親族に市税(軽自動車税・市民税等及びその延滞金を含む。)の滞納がある場合は、失格となります。
また、過去に市営住宅に入居していた方が、その家賃(家賃相当損害金を含む)を滞納している場合も失格となります。(8ページ⑧参照)
- 9** 申込本人及び同居しようとする家族が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する、暴力団員である場合は申し込みできません。
- 10** **公営住宅等**に申し込む方は月収額が**158,000円**(裁量階層^{*}に該当する方は**214,000円**)を超えると申し込みできません。
改良住宅等に申し込む方は月収額が**114,000円**(裁量階層^{*}に該当する方は**139,000円**)を超えると申し込みできません。
月収額は計算した結果です(計算方法は、14~22ページ参照)。

* 裁量階層とは、特定年齢世帯や心身障害者世帯等の13ページ記載の区分の世帯が対象となります。